

第 1 号様式（第 5 条関係）

京都市スマート林業実装チャレンジ事業補助金交付申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により補助金の交付を申請します。	
導 入 機 械 (設 備) 名	
補 助 事 業 に 要 す る 経 費 (税抜)	
交 付 を 受 け よ う と す る 補 助 金 の 額	
事 業 実 施 期 間	年 月 日～ 年 月 日
添 付 書 類	☐ 導入する機械及び設備の仕様が確認できる資料 ☐ 見積書の写し（原則 2 者以上）

注 該当する□にレ点を記入してください。

第2号様式（第5条関係）

様

第 号
年 月 日

京 都 市 長
(担当)

京都市スマート林業実装チャレンジ事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日 付けで申請のありました京都市スマート林業実装チャレンジ事業補助金については、下記のとおり交付（不交付と）することに決定しましたので、通知します。

記

（交付の場合）

1 交付決定（予定）額 金 円

2 交付の条件

(1) 補助金は、本事業以外に支出してはいけません。

(2) 事業の内容を変更又は中止・廃止をしようとするときは、京都市スマート林業実装チャレンジ事業補助金交付要綱第7条第1項又は第8条に基づき、あらかじめ承認を受けてください。

(3) 本事業の完了後は、速やかに実績報告書を提出してください。

(4) 補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することがあります。

(5) 京都市補助金等の交付等に関する条例第16条第1項に掲げる書類を整備し、事業完了の翌年度から起算して10年間保管してください。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、京都市スマート林業実装チャレンジ事業補助金交付要綱第12条第1項に規定する期間が経過する前に処分しようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受けてください。ただし、補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。

(7) 京都市補助金等の交付等に関する条例第22条第1項に掲げる各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。

(8) その他京都市補助金等の交付等に関する条例、京都市スマート林業実装チャレンジ事業補助金交付要綱を遵守してください。

(減額の場合)

3 減額の理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消の訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消の訴えを提起することはできません。

(不交付の場合)

1 不交付の理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第3号様式（第7条関係）

京都市スマート林業実装チャレンジ事業補助金変更承認申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)
	電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第11条の規定により変更の承認を申請します。		
交付決定通知書の年月日 及 び 決 定 番 号	年 月 日 京都市指令 第 号	
変 更 理 由		
	変更前	変更後
導入機械（設備）名		
補助事業に要する経費 (税抜)		
交 付 を 受 け よ う と す る 補 助 金 の 額		
事 業 実 施 期 間	年 月 日～ 年 月 日	
添 付 書 類	☐ 変更後の導入する機械及び設備の仕様が確認できる資料 ☐ 変更後の見積書の写し（原則2者以上）	

注 該当する□にレ点を記入してください。

第 4 号様式（第 8 条関係）

京都市スマート林業実装チャレンジ事業補助金中止・廃止承認申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 1 条の規定により 申請します。 ☐中止 ☐廃止 の承認を申請し	
交付決定通知書の年月日 及 び 決 定 番 号	年 月 日 京都市指令 第 号
導 入 機 械 (設 備) 名	
中 止 ・ 廃 止 す る 理 由	
中 止 ・ 廃 止 の 時 期	

注 該当する□にレ点を記入してください。

第 5 号様式（第 9 条関係）

京都市スマート林業実装チャレンジ事業補助金実績報告書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)
	電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 8 条の規定により事業の実績を報告します。	
交付決定通知書の年月日 及 び 決 定 番 号	年 月 日 京都市指令 第 号
導 入 機 械 (設 備) 名	
補 助 事 業 に 要 し た 経 費 (税 抜)	
交 付 を 受 け よ う と す る 補 助 金 の 額	
事 業 実 施 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
添 付 書 類	☐ 導入した機械及び設備の写真 ☐ 納品書、請求書、領収書等の支出の根拠資料

注 該当する□にレ点を記入してください。

第6号様式（第10条関係）

京都市スマート林業実装チャレンジ事業補助金交付額決定通知書

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長
(担当)

年 月 日付けで実績報告のありました京都市スマート林業実装チャレンジ事業補助金（年 月 日付け 第 号）については、下記のとおり補助金の交付額を決定しましたので通知します。

記

1 交付額 金 円

(減額の場合)

2 減額の理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消の訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消の訴えを提起することはできません。

第 7 号様式（第 1 2 条関係）

京都市スマート林業実装チャレンジ事業補助金財産処分承認申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 ー

年 月 日付け 第 号をもって補助金の額の確定通知を受けた補助事業に関する財産の処分について、京都市補助金等の交付等に関する条例第 3 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

処分しようとする財産及びその理由	
補 助 を 受 け た 機 械 (設備) の名称及び仕様	
取 得 年 月 日	
取 得 価 格	
補 助 金 交 付 額	
処 分 の 方 法	☐ 転用 ☐ 譲渡 ☐ 交換 ☐ 貸付 ☐ 抵当権の設定 ☐ 廃棄
処 分 の 理 由	
添 付 書 類	☐ 現況の分かる写真や資料等

注 該当する□にレ点を記入してください。